

## 第4章 食品の安全・安心の確保のための施策

### 第1節 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

食品の安全性を確保するためには、生産から製造、流通、販売に至る一連の食品供給行程の各段階において、関係者それぞれが安全確保の取組を推進する必要があります。

#### 1 生産段階における安全・安心の確保

ワンヘルスの基本理念のもと、環境と人と動物のより良い関係づくりのためには、健康を支える食の安全・安心を推進することが必要です。

生産者は、農林水産物の安全性確保について、第一義的な責任を有していることを認識し、安全・安心な農林水産物を生産・供給する責務を有しています。

このため、県は、生産者に対し、農薬、肥料、飼料、動物用医薬品<sup>14</sup>などの生産資材の適正使用を指導するとともに、農林水産物のトレーサビリティ<sup>15</sup>の推進などに取り組みます。

#### 【農林産物】

##### 現状と課題

- 県では、農薬取締法に基づき、生産者への立入検査を実施し、農薬の適正使用及び保管の指導を行っています。また、農薬の使用が多くなる6～8月を農薬安全使用運動月間と定め、講習会やポスターの配布等により農薬の適正使用の普及啓発に努めています。
- 特に、麦類の赤かび病菌が産生する毒素であるデオキシニバレノール（DON）の混入防止及び健康リスクの低減のため、赤かび病発生の防止、被害粒の混入防止、自主検査等の対策が必要です。
- 肥料は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用が確保されるよう、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料生産業者、販売業者等への継続した指導が必要です。
- 安全な農林産物の生産と流通に係る取組を強化し、農林産物の安全性確認に必要な体制の確立を推進するために、生産者団体による安全な農林産物の生産と流通のチェック体制が必要です。

<sup>14</sup> 動物用医薬品：48ページ参照

<sup>15</sup> トレーサビリティ：49ページ参照

## 施策の内容

### ア 農薬の適正使用及び肥料の適正な生産・販売の指導

(食の安全・地産地消課、水田農業振興課、経営技術支援課)

- 農薬販売者に対する農薬の適正な販売及び保管の指導を徹底します。
- 普及指導員及び農薬指導士による指導や、啓発チラシの配布等により、生産者、防除業者等に対する農薬適正使用の徹底に努めます。  
農薬に関する専門的な研修等の実施により、農薬指導士を育成・確保します。
- 赤かび病の防除適期や発生状況等に関する情報提供を行い、防除対策が適切に実施されるよう指導します。また、収穫・乾燥・調製の段階で赤かび病被害粒の混入が確実に防止されるとともに、DONの自主検査を推進し、基準値未満の麦のみが出荷されるよう指導します。
- 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく、肥料の登録及び生産・輸入業者届、肥料販売業者届等の受理審査や、適正な肥料生産、販売が行われるよう現地での立入検査等を実施します。

### イ 農作物のトレーサビリティの推進

(食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課)

- 生産者団体において、栽培履歴の記帳の徹底を推進します。
- 米トレーサビリティ法<sup>16</sup>に基づき、国と連携して米・米加工品の取引記録の作成・保存及び産地伝達状況の普及啓発等を実施します。

## 数値目標

指 標	現 状 (R 2年度)	目 標 (R 8年度)
農薬指導士の充足率	100%	100%

<sup>16</sup> 米トレーサビリティ法：47ページ参照

## 【畜産物】

### 現状と課題

- 飼料製造業者等においては、適正な工程管理を実施し、有害な物質の混入防止、生産者においては、安全な畜産物の生産のため飼料の対象畜種や給与期間等の遵守や、使用履歴等の保持の徹底を図る必要があります。
- 農場の生産性を低下させる監視伝染病<sup>17</sup>が散発的に発生しており、飼養衛生管理の向上等による発生予防が課題となっています。
- 高病原性鳥インフルエンザ<sup>18</sup>や口蹄疫などの伝染性の強い家畜伝染病は、侵入防止及び発生時の防疫措置が必要です。
- 農場での衛生管理の徹底による畜産物の安全性確保が求められています。
- 家畜伝染病の予防や治療に使用される抗菌剤を使用する場合は、食肉への残留防止や薬剤耐性菌<sup>19</sup>の発生抑制が必要です。

### 施策の内容

#### ア 家畜伝染病発生予防及び畜産物安全性確保対策（畜産課）

- 家畜伝染病発生予防のため、生産者への的確な疾病情報の提供や農場巡回による飼養衛生管理基準の遵守指導を行います。
- 家畜伝染病のまん延防止のため、防疫資機材の備蓄や団体との協定締結等の防疫体制強化に努め、迅速かつ的確な初動防疫を実施します。
- 畜産物の生産段階での安全性を確保する高度な衛生管理手法である農場HACCPの普及を推進します。

#### イ 動物用医薬品対策（畜産課）

- 動物用医薬品の適正販売や適正使用などの指導を行います。

#### ウ 飼料の安全対策（畜産課）

- 生産者に対し、飼料安全法の周知徹底及び遵守指導を行います。
- 飼料製造業者や生産者等に対し、有害な物質の飼料への混入防止措置の徹底や飼料の適正使用等のため、立入検査や指導を実施します。

### 数値目標

指標	現状 (R2年度)	目標 (R8年度)
飼養衛生管理基準に基づく農場巡回指導率	100%	100%
動物用医薬品指示書の審査率	100%	100%

<sup>17</sup> 監視伝染病：46ページ参照

<sup>18</sup> 高病原性鳥インフルエンザ：47ページ参照

<sup>19</sup> 薬剤耐性菌：49ページ参照

## 【水産物】

### 現状と課題

- 本県は、筑前海、有明海、豊前海の3海区に面しており、それぞれの海区で食用二枚貝の生産が行われています。毒化した二枚貝類の摂取により起こりうる健康被害の未然防止を図るため、生産者に対して、検査や調査を踏まえた適切な指導が必要です。
- 養殖水産物の疾病の治療のために、水産用医薬品<sup>20</sup>が使用されることがあるため、生産者に対し、適正な使用方法の指導を行っていく必要があります。

### 施策の内容

#### ア 貝毒<sup>21</sup>対策（漁業管理課）

- 安全性の高い二枚貝の流通を確保するため、貝毒量検査や貝毒原因プラシントン調査を実施し、その結果に応じて、関係者への情報提供や生産者への出荷指導を行います。

#### イ 水産用医薬品対策（水産振興課）

- 養殖水産物への水産用医薬品の適正使用・使用記録簿の整備について指導を行うとともに、抗生物質の残留検査を実施します。

### 数値目標

指 標	現 状 (R2年度)	目 標 (R8年度)
漁協への出荷指導割合	100%	100%
養殖水産物への抗生物質残留検査における陰性率	100%	100%

<sup>20</sup> 水産用医薬品：48ページ参照

<sup>21</sup> 貝毒：46ページ参照

## 2 製造から販売に至る各段階における安全・安心の確保

県は、製造、流通、販売段階における事業者の安全確保の取組を確実なものとするため、卸売市場をはじめ、食品営業施設、学校の給食施設等に対する計画的な監視指導を行います。

また、食肉、食鳥肉の安全性を確保するため、と畜検査<sup>22</sup>、食鳥検査<sup>23</sup>を実施し、病気等で食用に適さない家畜等を排除します。

さらに、県内に流通する食品の安全性を確保するため、食品衛生法や食品表示法等に基づく監視・指導を行うとともに、計画的な収去検査等を行い、不適正な製品を排除します。

### (1) 製造、流通、販売段階における安全・安心の確保

#### 現状と課題

- 卸売市場は、農林水産物や食品の流通拠点であり、市場を経由して県内各地に流通することから、市場における安全確保の取組が適切に行われることが重要です。そのためには、市場における食品の衛生的な取扱いや不適切な食品の流通防止対策等を徹底する必要があります。
- 安全で衛生的な食肉、食鳥肉が流通するよう、疾病に罹患した獣畜等の排除、施設の衛生管理を徹底することが求められています。
- 県内で製造・加工される食品の安全性を確保するため、専門的、計画的な監視指導を行う必要があります。
- 教育の一環として実施される学校給食は、より一層の衛生管理の徹底と配慮が求められています。
- 食品の流通技術の進展により、食品流通の広域化、グローバル化が進むとともに、大量の食品を扱う大規模小売店が増加し、多種多様な食品が市場に流通しています。食品の流通量が増加する年末など季節・月間に応じて、効果的・効率的な監視指導を行う必要があります。

#### 施策の内容

##### ア 製造から販売段階における包括的な安全対策の推進（生活衛生課）

- 青果市場、水産物市場等に対して、食品の衛生的な取扱いや適切な表示の実施、有毒・有害な動植物性食品（ドクサバフグ、毒キノコ等）が流通しないよう監視指導を行います。
- トレーサビリティが確保できるよう農林水産物の入荷、出荷に関する情報を記録し、保存するよう指導します。
- 飲食店や食品製造施設等に対して、食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理について定期的な監視指導を行います。
- 食品営業許可を要する対象業種以外の食品製造施設営業者に対し、営業届出制度を周知し、事業者の所在を把握することで、食品事故発生時に迅速に対応します。

<sup>22</sup> と畜検査：17ページ、49ページ参照

<sup>23</sup> 食鳥検査：17ページ、47ページ参照

- 大規模小売店等食品販売施設への定期的な監視のほか、一斉監視月間等の設定による集中監視など、効果的・効率的な監視指導を行います。
- HACCPに沿った衛生管理の制度化を踏まえ、従来からの監視指導等に加え、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているか検証を行い、指導を行います。

**イ と畜場、食鳥処理場における安全対策（生活衛生課）**

- 県管轄のと畜場、食鳥処理場において、と畜検査、食鳥検査、衛生指導、畜水産食品（食肉等）の残留有害物質モニタリング検査を実施します。
- HACCPに沿った衛生管理の制度化を踏まえ、従来からの監視指導等に加え、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているか検証を行い、指導を行います。

**ウ 学校給食施設における安全対策（体育スポーツ健康課）**

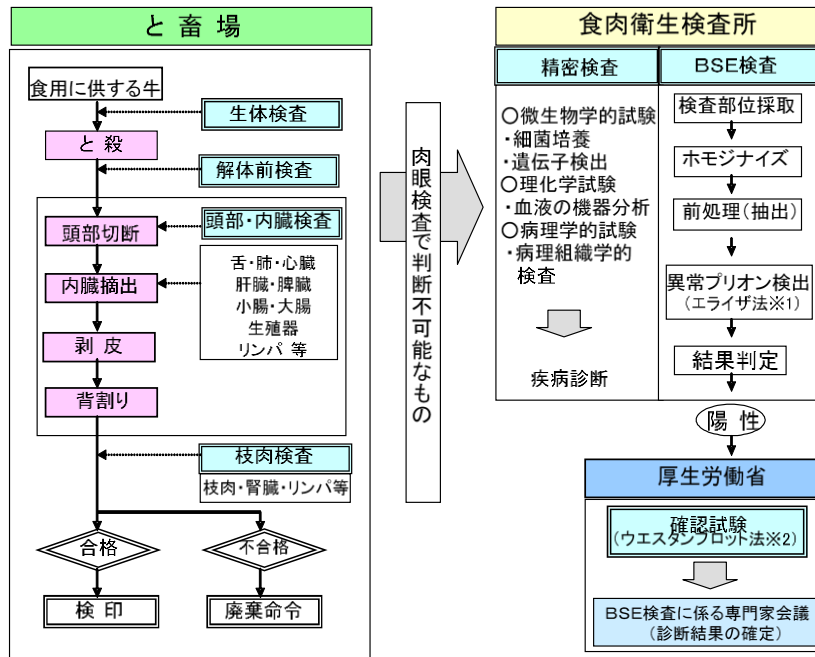
- 県教育委員会は、「学校給食衛生管理基準<sup>24</sup>」（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、安全な学校給食が実施されるよう、市町村教育委員会等に対して助言を行います。

**数値目標**

指 標	現 状 (R2年度)	目 標 (R8年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等への監視指導実施率	66.8%	100%
食品衛生監視指導計画に基づく食肉（牛、豚、鶏等）の残留抗菌性物質除去検査実施率	101%	100%

<sup>24</sup> 学校給食衛生管理基準：46ページ参照

## と畜検査体制



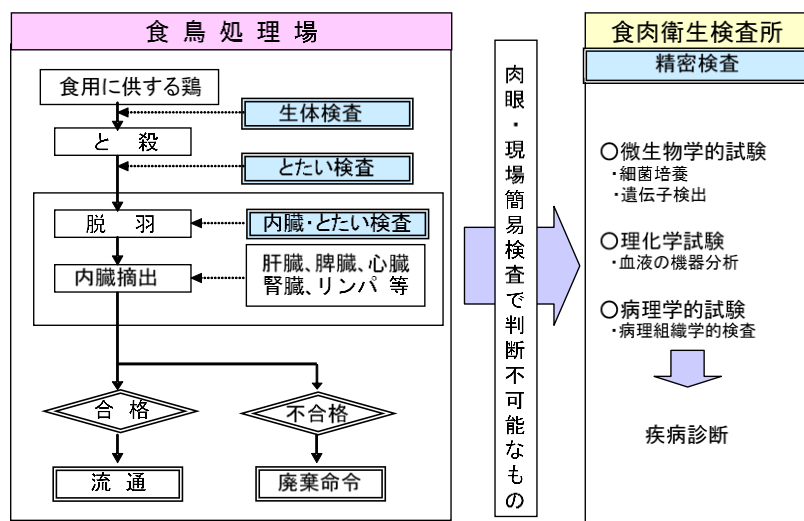
### ※1 エライザ法

抗原抗体反応を利用し、試料中に含まれる特定のタンパク質（異常プリオン<sup>25</sup>等）を検出又は定量する分析法の一つで、酵素標識免疫測定法ともいう。複雑な操作がいらぬことから、迅速・簡便な分析に用いられており、BSE<sup>26</sup>のスクリーニング検査として行う。

### ※2 ウエスタンブロット法

抗原抗体反応を利用して試料中に含まれる特定のタンパク質を検出・定量する免疫化学的検査法。タンパク質の存在だけでなく、機能を調べることもできる。

## 食鳥検査体制



<sup>25</sup> プリオン：49ページ参照

<sup>26</sup> BSE：45ページ参照

## (2) 食品の適正な表示の推進

### 現状と課題

- 消費者の食品の安全・安心に対する関心は高く、食品表示は、食の安全性の確保や合理的な食品選択の重要な情報の一つであるため、食品関連事業者に対し法令に基づく適正な食品表示や法令遵守（コンプライアンス<sup>27</sup>）意識の向上へ向けた取組を進めていく必要があります。

### 施策の内容

#### 表示関係法令に基づく監視、指導及び啓発

（生活安全課、健康増進課、生活衛生課、食の安全・地産地消課、）

- 食品関連事業者に対し、説明会を開催するなど、原料原産地表示<sup>28</sup>などの表示制度を周知徹底し、適正な食品表示を促進します。
- 食品表示法、景品表示法等の関係法令に基づき、適正な表示が行われるよう食品関連事業者に対し、監視、指導を行います。また、監視指導や講習会等を通じ、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- 食品表示に関する相談の受付窓口を保健福祉（環境）事務所等に設置し、食品関連事業者からの表示の相談に対して適切な助言や指導を行うとともに、不適切な表示等の被疑情報に対しては、必要に応じて関係機関と連携を図りながら調査・指導を行います。

### 数値目標

指 標	現 状 (R 2年度)	目 標 (R 8年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等への監視指導実施率	66.8%	100%

<sup>27</sup> コンプライアンス：47ページ参照

<sup>28</sup> 原料原産地表示：46ページ参照



### (3) 流通食品等の安全・安心の確保

#### 現状と課題

- 流通食品の安全性が確保されていることを確認するため、食品衛生法に基づく収去検査を実施する必要があります。
- 痩身作用や強壮作用等を目的とする健康食品から医薬品成分を検出する事例が依然として後を絶ちません。このような製品の摂取による健康被害の未然防止を図るため、流通から排除する必要があります。
- 試験検査の信頼性と透明性を確保するため、食品衛生法に基づく「食品衛生検査施設の業務管理（GLP<sup>29</sup>）」の徹底を図る必要があります。

#### 施策の内容

##### ア 流通食品等の検査の実施（生活衛生課）

- 食品の衛生・安全を確認するため、保健福祉（環境）事務所等の食品衛生監視員<sup>30</sup>が県内の製造施設、販売施設等から収去した食品について、微生物や食品添加物<sup>31</sup>などの検査を行い、食品等の規格基準に適合しない食品等を流通から排除します。

##### イ 医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策（薬務課）

- 痩身目的や強壮目的で販売されている健康食品を買い上げ、医薬品成分の含有の有無を確認するため検査を行い、医薬品成分を含有した不適正な製品（無承認無許可医薬品）の流通を防止します。

##### ウ 食品検査の信頼性の確保（生活衛生課）

- 食品衛生検査施設に対し、試験検査や試験品採取の実施状況について内部点検を実施するとともに、外部評価機関による定期的な精度管理<sup>32</sup>を行い、検査結果の信頼性の確保を図ります。

#### 数値目標

指 標	現 状 (R 2年度)	目 標 (R 8年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品等検査実施率	67.3%	100%

<sup>29</sup> GLP：45ページ参照

<sup>30</sup> 食品衛生監視員：48ページ参照

<sup>31</sup> 食品添加物：48ページ参照

<sup>32</sup> 精度管理：48ページ参照

### 3 人獣共通感染症対策を含む食品に関する危機管理<sup>33</sup>体制の整備

県は、食品による健康被害の拡大防止を図るため、危機管理体制を整備するとともに、健康危機発生時には、迅速かつ適切な措置を講じます。

この体制の整備にあたっては、人獣共通感染症である腸管出血性大腸菌やサルモネラ属菌等による健康被害を防止するため、ワンヘルスの観点から総合的な対策を行う必要があります。

#### 現状と課題

- 食品による重大な健康被害の未然防止や拡大防止を図るには、迅速かつ適切な措置を講じるための危機管理体制を常に整備しておく必要があります。
- また、食品による健康被害の発生時においては、速やかで正確な調査が必要とされ、その結果に基づき迅速かつ適切な措置を講じる必要があります。
- さらに、食品の製造技術の高度化、食品流通の広域化・グローバル化に伴い、食中毒をはじめとする食品事故も大規模かつ広域化、複雑化する傾向にあります。複数自治体にまたがる広域的な食中毒が発生した場合には、関係自治体と連携して迅速に対応する必要があります。
- 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害の発生時においては、当該製品の成分検査等を行い、健康被害の拡大防止を図る必要があります。

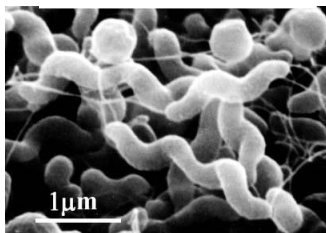
#### 施策の内容

##### ア 食中毒対策（生活衛生課）

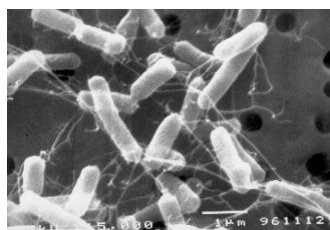
- 食中毒発生時に迅速かつ適切な措置を講じるため、食中毒調査に係るマニュアル等の整備、必要な見直しを行うことにより、危機管理体制の維持向上を図ります。

また、関係機関が連携して、原因施設に対して的確な衛生指導を実施し、被害拡大、再発防止の対策を講じます。

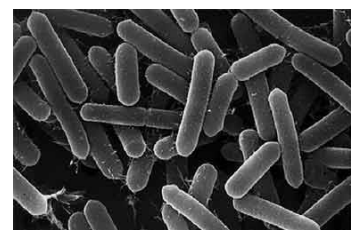
カンピロバクター



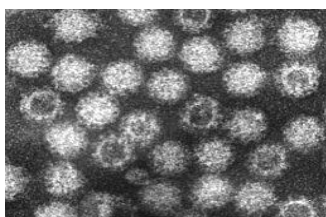
腸管出血性大腸菌O157



ボツリヌス菌



ノロウイルス



<sup>33</sup> 危機管理：46ページ参照

**イ 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害対策（薬務課）**

- 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害が発生した場合、当該製品の成分検査を早急に行うなど原因の究明を行うとともに、販売者等に対して回収等の措置を行わせ、被害拡大、再発防止の対策を講じます。

#### 4 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

県は、科学的知見に基づき食品の安全・安心の確保に関する施策を適切に実施するため、調査研究の推進に努めます。

##### 現状と課題

- 食品を取り巻く状況の変化に的確に対応し、科学的知見に基づく食品の安全性の確保を図るため、研究開発の推進やその成果の普及を図るとともに環境中の有害化学物質等の継続的な測定調査等を行う必要があります。
- より迅速で高感度な検査・分析法を開発するなど、食品の安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進する必要があります。

##### 施策の内容

##### ア 食中毒の病因物質等の検査法の研究（生活衛生課）

- 食中毒の病因物質や食品汚染物質の迅速かつ高精度な検査法の開発や研究を行います。

##### イ 環境保全に関する調査（環境保全課）

- 農作物、水産物等の食品の安全性への影響が考えられることから、環境中の有害化学物質等の調査を行います。

##### ウ 貝毒原因プランクトン及び二枚貝の毒化に関する調査（漁業管理課）

- 二枚貝の主要な生産漁場付近において、貝毒の原因となるプランクトンの出現動向調査と二枚貝の貝毒量検査を継続的に行います。